

「道路管理者向け 第6回道路橋点検技術講習会」 ご案内

(一財) 橋梁調査会

(一財) 橋梁調査会では、これまで、68回の橋梁点検技術研修会と34回の道路橋点検士技術研修会を開催し、基本知識及び現地実習の試験に合格した延べ約14,300名の点検技術研修修了者を養成するとともに、平成26年度からは「道路橋点検士」、平成27年度からは「道路橋点検士補」の認定を始めており、平成31年1月までに道路橋点検士6,751名、道路橋点検士補1,020名を認定しました。これらの技術者は、国をはじめ地方公共団体における道路橋の点検業務での活躍が期待されております。

一方、道路管理者側の技術者は職務上からは、一般的には橋梁点検技術の資格を必要とされていません。しかし、橋梁の維持管理に携わる技術者として、橋梁の定期点検に必要な技術を習得する研修は必要とされており、本講習会はそのための講習会です。よって、道路橋点検技術講習会は道路橋点検士技術研修会のカリキュラムのうち、試験を行わないこととしています。そのため、一定の点検・診断に関する業務実績を有しても、「(橋梁調査会 認定)道路橋点検士」に認定することにはなりません。

道路管理者側の技術者として、橋梁の定期点検に必要な技術を習得しようとする意欲的な方々の参加をお待ちしています。

記

I. 内容

1. 目的

「橋梁定期点検要領(案)」(H31.3国土交通省 道路局 国道・技術課)を正しく理解して、道路橋の損傷状況を把握し、その結果を記録することのできる橋梁点検技術者の養成を目的とします。

2. 日時

2019年6月25日(火)13時00分～6月27日(木)15時00分(3日間)

(受付は初日12時00分からとなります)

3. 会場

すみだリバーサイドホール(墨田区役所庁舎に隣接)

住 所 : 東京都墨田区吾妻橋1-23-20

交通機関 : 営団地下鉄銀座線「浅草駅」、都営地下鉄浅草線「浅草駅」又は「本所吾妻橋駅」、東武スカイツリーライン「浅草駅」下車。いずれも徒歩10分以内。

別紙「研修会場案内図」参照

4. 受講資格

次の各号のいずれかを満たしていることが必要です。

(1) 国土交通省または国の機関で、道路または橋梁の維持管理に従事されている方

(2) 地方自治体で道路または橋梁の維持管理に従事されている方

(3) 地方道路公社、高速道路株式会社で道路または橋梁の維持管理に従事されている方

5. 講義内容

別紙「講習会プログラム」参照

6. 定員

45名(先着順)

7. 受講料

47,000円/名(消費税込み、昼食代は含みません)

8. 修了証

全講義を受講(遅刻、早退は原則として認めません)された方には講習会修了後に「道路橋点検技術講習会修了証」を交付します。

9. 道路橋点検士の登録

この第6回道路橋点検技術講習会修了証では、「(橋梁調査会 認定)道路橋点検士」の登録申請(資格取得)はできませんので、御留意ください。

II. 応募

1. 応募方法

当調査会のホームページ上で、「受講申込」に必要な事項を入力してください。

2. 応募期間

2019年5月7日(火)9時00分 ~ 5月17日(金)17時00分

(但し、募集人数になり次第受付を終了します。ご注意願います。)

III. 受講可能者決定後の手続き

1. 受講可能者の決定

上記応募手続きを終えた方が受講できます。

2. 受講案内と見積書・請求書送付

(1) 受講可能者には5月20日(月)頃にEメールで「受講案内(受講可能者への通知)」を送付します。

(2) 上記(1)とは別便で講習会終了後、受講申込書に記入された、見積書・請求書送付先あてに「見積書」と「請求書」を郵送します。

3. 受講料の納付

(1) 講習会最終日に「受講証明書」をお渡しします。

(2) 受講料は講習会終了後の支払です。講習会終了後、当調査会の指定銀行口座へお振り込み下さい(納付期限 2019年7月26日(金))。

(3) 受講をキャンセルされる場合は、下記事務局までご連絡下さい

4. ご注意

(1) 受講者を変更される場合には、6月10日(月)17時00分までに事務局までご連絡下さい。

(2) 宿泊、昼食は各自でご用意下さい。

IV. 注意事項

応募書類に虚偽の記載をするなどの不正があった場合は、講習修了証を返納していただき、2年間受講できないこととなります。



一般財団法人 橋梁調査会 企画部 研修担当

〒112-0013 東京都文京区音羽2-10-2

TEL 03-5940-7746 (直通)

FAX 03-5940-8099

(お問い合わせは平日の10:00~12:00、13:00~17:00まで)